

令和 7 年 10 月
警察庁交通企画課

御質問に対する回答について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」といいます。）第38条第2項の立法趣旨は、車両等が、横断歩道等の直前で停止している他の車両等の側方を通過して前方へ出ようとする場合において、当該停止している車両等の陰になっている横断歩行者の保護を図ることであり、これは「当該停止している車両等」の向いている方向によって異なるものではなく、「当該停止している車両等」には、横断歩道等又はその手前（進行している車両等から見た場合における、横断歩道よりも自転車側をいいます。）の直前に停止している対向車線の車両も含まれます。

なお、「運転免許技能試験に係る採点基準の運用の標準について（通達）」（令和7年2月28日付け警察庁丁運発第65号）における「歩行者保護不停止等」の「歩行者等を横断させるために停止しているものでないことが明らかな車両等の側方を通過する場合には適用しない」については、採点基準として法第38条第2項の規定に違反した場合に、一律に減点項目の「試験中止」を適用するものではないことを定めているにすぎず、一時停止を不要としているものではありません。

以 上